

⑨

財活第1618号  
平成19年9月10日

高槻市長様

大阪府知事

府有地の取得希望について（照会）

日ごろから、大阪府政の推進に格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、貴市内に所在する下記の府有財産については、大阪府では庁内活用計画がありません。

つきましては、これまでの協議等において、貴市では公用・公共用事業用地としての取得を希望されないことは、既にお伺いしておりますが、その旨を書面により平成19年9月21日(木)までに御回答ください。

記

1 提供する情報内容

○ 別紙のとおり

2 留意事項

(1) 回答書の様式は、A4版であること以外、自由です。

(2) 回答書と要望等は、一体の書面でも別様の書面でも構いません。

3 本通知に対する質問等については、下記連絡先までお問い合わせください。

【連絡先】

総務部財産活用課

大規模財産調整グループ 担当：東口、津田

TEL：06-6941-0351

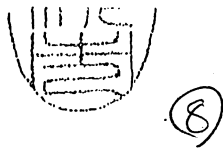
(内線) 2270・6258

FAX：06-6944-6612

E-mail：[HigashiguchiK@inbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:HigashiguchiK@inbox.pref.osaka.lg.jp)

## 照 会 物 件 一 覧

施設名称	所在地	地目	面積 (㎡)	用途地域	建ぺい率	容積率	グループ名
元府立高槻 南高等学校	高槻市芝生町三丁目243番1  (附帯する建物の主な概要) 構造：鉄筋コンクリート造・4階建 建築年月：昭和48年3月  ※当該施設については、平成17年3月末閉校	学 校 用 地	44,016.29	第1種中高層 住居専用地域	60	200	大規模 財産調整 グループ

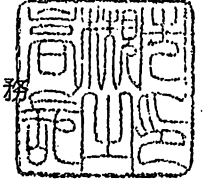


高公政第 34 号

平成19年10月11日

大阪府知事様

高槻市長 奥本



府有地の取得希望について（回答）

平素は、市政発展のため、格別のご指導、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成19年9月10日付け財活第1618号により照会のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

本市として、照会物件の取得希望は有りませんので、よろしくお取り計らい願います。

なお、照会物件を売却するにあたっては、跡地利用について、関係法令等を遵守するとともに、市及び地元の意向にも十分配慮し、また公共施設等の充実なども踏まえた将来の高槻市のまちづくりに寄与できるものとするを要望します。

【連絡先】

高槻市市長公室総合政策室

政策グループ 担当：大矢、新井

TEL：072-674-7393

FAX：072-674-7384

E-mail：sousei@city.takatsuki.osaka.jp

⑨

高都開第 74 号  
平成19年10月 9日

大阪府知事  
齊藤 房江 様

高槻市 都市産業部長  
倉橋 隆男



要 望 書

府立高槻南高校跡地の土地利用に関し、都市計画法第29条に規定する許可の申請に先立つ、高槻市「開発事業の手續等に関する条例」第7条に規定する本市との事前協議は学校跡地全体（土地全体）を一団の土地として行なっている。ただ、府における活用方法が第三者への売払いとなる場合は、閉校以来、府市が協議を重ねてきました協議経過に鑑み、入札時などで同趣旨の売払い条件を付すなどして上記条件が担保されますようお願いします。